

平成29年第3回
尾鷲市議会定例会

所 信 表 明

(附 提 案 説 明)

尾 鷲 市

(登壇)

(はじめに)

平成29年第3回定例会にあたり、諸議案についてのご説明に先立ちまして、市政に関する所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

このたび、私は去る6月11日の市長選挙におきまして、市民の皆さまの力強いご支援と暖かいご理解を賜り、市政に送り出していただきましたこと、心から深く感謝申し上げますとともに、改めて責任の重大さを感じているところであります。

これからの市政運営につきましては、本市の抱える諸課題の対策や新たな改革などを早急に進め、市民と議会と行政がともに知恵を出し合い、市民憲章にも沿った「明るく・元気で・豊かなまち尾鷲」を目指し、尾鷲の再生に全力で取り組んでいく所存であります。

(おわせ港まつり)

はじめに、おわせ港まつりについてであります。

去る8月5日に開催されました「第67回おわせ港まつり」につきましては、台風の影響も心配されましたが、イタダキ市や魚つかみ大会、カッター大会が開催され、夕方からは、特設ステージにて、フラダンスチーム、尾鷲節保存会、坂東流柳蛙会、ロックジャム、尾鷲節保存会こども太鼓など、多くの皆さまにご出演いただき、多彩な催しが行われました。

また、今回初めてとなるウォーターデッキショー、恒例の海上花火大会では、尾鷲港ならではの迫力ある花火が夜空を彩り、市民並びに来訪客の皆さまにもご満悦いただけたものと感じております。

今回の開催における、市民の皆さまのご協賛、ご理解はもとより、「おわせ港まつり実行委員会」や「ごみナビゲート」など、ボランティアの皆さまのご協力に対し、敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。

(水産業の振興)

それでは、私の政策に関する所信を申し述べます。

まず、水産業の振興についてであります、

本市の水産業につきましては、水揚げ量の減少や、消費者の魚離れなどから魚価ぎょかの低迷が続くなか、原料・資材価格の高止まりなど、生産者のみならず加工・流通業者も含め、業界全体が厳しい状況下におかれております。加えて、漁業従事者の高齢化が進み、若者の漁業離れが止まらず、後継者不足が深刻化するとともに、漁協組合員数も減少し、漁協経営も年々厳しさを増すとともに、産地市場さんちいちばなどの漁業関連施設の老朽化が進み、安全・安心かつ、収益性の高い生産体制の構築に向けた施設機能の強化が課題となっております。

水産業の振興については、「活力ある水産業」の実現を図るため、次の施策を掲げ、総合的に推進してまいります。

まず1つ目として、水産物のブランド化と、高付加価値化についてであります。産官学のネットワークなどを活用しながら、魅力ある本市の水産物、水産加工品の商品開発等を支援するとともに、私自らもトップセールスによる販路拡大を心掛け、生産者や関係者の皆さまと一緒に、水産業の再生に取り組んでまいります。

次に2つ目として、水産物の水揚げ増大についてであります。漁業生産の基盤となる沿岸漁業資源の保護、増大を図るため、種苗放流しゅびょうや藻場造成もばなどに引き続き取り組むとともに、漁業者や地域の方が中心となって取り組む漁場ぎょじょうの保全活動、地域資源や特性を生かした漁家所得ぎょかしよとくの向上につながる取り組みなどを支援してまいります。

また、尾鷲漁業協同組合が開設する尾鷲魚市場は、当地域において、価格形成、物流・集分荷機能しゅうぶんかなどの中核的産地市場としての機能を保持しており、多様な流通ルートによって地元はもとより、都市部などの消費地に流通しております。さらに今後、漁協合併の動向によっては、集約市場いちばとしての役割が高まることが予想されるため、受入体制などの市場機能いちばきのうの拡充、強化に向けて検討が必要であ

ります。

市としましては、今後、漁協合併協議の動向を踏まえながら、漁協及び水産関係者の方々と協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に3つ目として、漁業の担い手確保と育成についてであります。これまで漁業者、地区、行政が一体となって、「尾鷲市漁業体験教室」や「早田漁師塾」などの取り組みを通して、就業希望者を受け入れるとともに、就業を目的とした長期研修生の受入支援などを通じ、大型定置網については新規就業者を確保し、地域への定住にもつながっております。今後も、受け入れから^{ちやくぎょう}着業に至るまでの一連の過程において、漁業者、関係機関、地域の方々と更に一体となって取り組んでまいります。

経済情勢が一段と厳しさを増しているなか、地域が元気を取り戻すため、水産業の活性化を図り、未来につながる経済基盤を整える政策に積極的に取り組む考えであります。

（「食のまち尾鷲」にふさわしい地域活性化拠点構想）

次に、「食のまち尾鷲」にふさわしい地域活性化拠点構想についてであります。

本市におきましては、人口減少のスピードが他地域に比べ顕著な状況であり、このままでは市消滅への危機感も募るなかで、産業振興による経済の活性化が必要な状況となっております。

また、熊野尾鷲道路の尾鷲北、南インターチェンジをつなぐ工事が進められており、整備の完了により市内への流入人口の減少が懸念されるなかで、本市を目的地として選んでもらう施策が重要となっております。

これらへの対応策の第一歩として、熊野古道を中心に、さらなる地域特性を活かした観光資源を整備し、PR活動等の強化により集客を図るとともに、尾鷲港周辺エリアに「食のまち尾鷲」にふさわしい地域活性化拠点の構想を描きながら、段階的に具現化を目指し

てまいります。

このように観光情報発信と地域活性化拠点整備を連動して行うことで、中核拠点への集客はもとより、これらの来訪者に対し、市内観光スポットへの周遊を促し、滞留時間を延ばすことで地域への経済効果や活性化につなげてまいります。

(伝統文化を活かした集客交流について)

次に、伝統文化を活かした集客交流についてであります。

先般の「おわせ港まつり」においては、尾鷲節関係団体より「尾鷲節」の大変すばらしいステージが披露され、とりわけ尾鷲節保存会こども太鼓の演奏では、改めて伝統文化の普及・継承の重要性を感じたところであります。

また、今年も11月12日には、地域内外の民謡愛好家の皆さまが本市に集い「尾鷲節」日本一を競う「第32回全国尾鷲節コンクール」の開催が予定されております。

このように、「尾鷲節」は、本市の代表的な伝統文化の一つであるとともに、地域内外の皆さまとの交流を推進し、地域活性化を図る重要な文化資源であると考えております。

本市といたしましても、「尾鷲節」をはじめ、地域の伝統文化を活かした集客交流を推進してまいります。

(林業の振興)

次に、林業の振興についてであります。

林業・関連産業を再生させ、経済を活性化させるために次の施策を掲げます。

まず1つ目として、尾鷲ヒノキのブランド力の向上に取り組んでまいります。尾鷲ヒノキは、県立熊野古道センターを竣工した際に実施された調査により、強度が優れていることが証明され、また、赤味が多く美しい光沢があり、耐久性に優れていると評価されております。

そのことから、昨年の伊勢志摩サミットでは、首脳会議用テーブルなど、多くの尾鷲ヒノキ製の木材製品が活用され、また、本年3月には、日本農業遺産に認定されるなど注目を集めており、これを契機にさらなる尾鷲ヒノキのブランドの伸展に取り組んでまいります。

次に2つ目として、付加価値の高い商品づくりを推進してまいります。従来からの柱材を中心とした生産だけではなく、尾鷲ヒノキの持つ揮発性物質における抗菌作用の研究結果をもとに、住宅建材や木材製品などを健康面からアプローチする、といった新たな視点からの参入を推進してまいります。

次に3つ目として、市外への販路拡大を行ってまいります。

「みなと森と水ネットワーク会議事業」では、東京都港区に建てられる建築物等において、協定を結んでいる木材が優先的に利用されることから、首都圏での尾鷲ヒノキのPRと販路拡大に向けたトップセールスを展開してまいります。

これらの3つの施策を推進するために、市と木材関係者で構成する推進プロジェクトを立ち上げ、木材業界の現状と課題を洗い出し、様々な問題について議論を重ね、協力体制を構築し、林業の活性化に取り組んでまいります。

（農業の振興）

次に、農業の振興についてであります。

これまでも実施しております、急傾斜農地における営農活動、農地の保全や農道等の維持・管理の取り組みとともに、農業の持つ自然環境の保全や、美しい風景の形成といった多面的機能を維持していく取り組みも、引き続き支援してまいります。

また、現在課題となっている遊休農地の発生防止や解消については、農業委員会において、農地の取得できる下限面積の引き下げに取り組んでおられるものと認識しております。

加えて、本市において取り組みを進めている空き家バンク制度を

利用する移住者に対しては、取得できる農地の下限面積を、さらに引き下げていただくことも、農業委員会において検討していただいております。

今後、空き家に付随した農地を取得しやすくすることで、市外からの移住促進の取り組みと併せ、農業振興が図られるよう、農業委員会と協力して取り組んでまいります。

(鳥獣害対策の推進)

次に、鳥獣害対策の推進についてであります。

獣害パトロール員による巡視及び獣害発生地区への迅速な追いつきの実施などは、市民を鳥獣の被害から守るための必要な対策と考えており、引き続き継続してまいります。

また、鳥獣被害を軽減するためには、頭数を減らす必要があることから、猟期以外の期間では「有害鳥獣捕獲許可書」を発行し、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカの捕獲等について、三重県猟友会尾鷲支部に協力していただきながら、適切な頭数管理を図ってまいります。

さらに、鳥獣害に強い地域づくりを推進するために、被害多発地区においては、県と連携を図りながら、鳥獣害対策を学ぶ研修会を開催し、より効果的な被害対策に向けた支援を行ってまいります。

(新たなエネルギー施策について)

次に、新たなエネルギー施策についてであります。

本市の地域経済の活性化や人口減少を克服するためには、雇用の創出が喫緊の課題であると認識しているところであります。

なかでも、「中部電力株式会社 尾鷲三田火力発電所」における発電事業を継続していただくことはもちろんのこと、「リプレース」につきましても、市内経済発展に効果が期待されるものであります。

「リプレース」の実現に向けては、従前から商工会議所、市議会、市が一体となって要望等の活動をおこなっているものであり、今後

におきましても、市民及び関係者の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、力を合わせ継続して取り組んでまいりたいと考えております。

(広域ごみ処理施設整備の推進)

次に、広域ごみ処理施設整備の推進についてであります。

広域ごみ処理施設整備につきましては、これまで関係5市町で検討を重ねてきており、引き続き連携しながら広域での整備の推進に向けて取り組んでまいります。

(学校教育の推進)

次に、学校教育の推進についてであります。

児童や生徒が、生き活きと意欲をもって教育活動に取り組むには、地域や家庭、学校においてそれぞれが「大事にされている存在」と自覚ができ、自分を正しく評価してくれる仲間や先生、家族や地域の人々とつながっている関係が重要であります。これが、学習の動機づけとなり、しっかりとした教育活動になると思っており、地域の宝である子どもたちを見守る教育環境を作ってまいりたいと考えております。

そのうえで、自然環境や地域のコミュニティの豊かさを活かした教育活動を推進し、子どもたちを取り巻く教育環境を整えてまいります。そのために、これまで本市が取り組んできた尾鷲の自然、歴史、文化や産業から学ぶ「ふるさと教育」を一層推進するとともに、地域のコミュニティと連携して学校を運営する「コミュニティスクール」を拡充させ、学校、家庭、地域の連携をより深化させてまいります。

また、児童、生徒の心身の健全な発達や、学校における食育の推進において、大きな意義を持つ給食については、本市において、尾鷲中学校だけが未実施の状況であります。義務教育における公平性の確保の観点においても、尾鷲中学校の給食実施は必須事項と認識

しており、実施手法や事業スキームを充分検討したうえで、早い時期に実施できるよう取り組んでまいります。

防災教育におきましては、これまでの取り組みのなかで、子どもたちに「自分の命は自分で守る」という自助の姿勢がずいぶん^{はぐく}育まれてまいりました。自分たちの住む地域についての良さや地形的な危険性も学び、避難行動はそこに住まう者としての作法であることも学習してきております。今後も継続して東京大学の片田教授のお力もお借りしながら、子どもたちによる地域住民も巻き込んだ防災教育を実施し、人間教育としての観点からの防災学習に取り組んでまいります。

三木、三木里小学校の統合につきましては、これまで両地区の代表の皆さまと「新しい学校づくり準備会」、「学校づくり協議会」での検討や、両地区での教育懇談会を通して、北輪内地区に小学校を1校存続させる方向で取り組んできております。統合する学校のめざすべき学校像や学習に取り組む方向など、多くのソフト面でのご意見をいただいているところです。併せて、存続させる学校はこれらを実現させるうえで、安全・安心な教育環境を整備することが必要であり、そのためにはハード面での検討が重要であります。

統合校を設置する場所や耐震を含めた学校整備について、客観的なデータを十分精査したうえで、平成31年度に学校統合ができるよう取り組んでまいります。

(福祉施策の推進)

次に、福祉施策の推進についてであります。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるため、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防を充実させる「地域包括ケアシステム」の構築が進められるなか、本市におきましても、紀北広域連合、紀北町及び地域包括支援センターと協働し、仕組みづくりを進めております。

なかでも、地域の医療機関と介護事業所が連携して行う「在宅医

療・介護連携」につきましては、在宅医療介護連携支援センターの設置及び円滑な運営に向け、紀北医師会及び関係機関と協議を進めております。

また、在宅での健やかな生活を支えるための「生活支援」では、高齢者の集いの場づくりをコミュニティーセンター等で実施しており、多くの高齢者に参加いただき介護予防と生きがいつくりの場として好評を得ております。また、高齢者向け配食サービスやごみ出し支援に加え、元気な高齢者や地域住民の協力を得ながら、買い物支援や見守り支援などについても検討を行うなど、地域全体で高齢者の生活を支えあう仕組みづくりに取り組んでまいります。

次に、本市の障がい者施策は、「ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくり」を基本目標に、「紀北地域障がい者福祉計画」及び「尾鷲市障がい福祉計画」に沿って進めております。

その重点的な取り組みとして、地域で安心して生活ができるよう、グループホーム等の居住環境の整備を目指す「地域生活支援の充実」、一人ひとりに合った働き方ができるよう、支援体制の充実を図り、多様な就労の場を確保する「就労支援の強化」、障がいを早期に発見し、一人ひとりに合った療育事業の実施につなげる「途切れのない療育支援体制の充実」など、障がい者の自立及び社会参加に向けた取り組みを推進しており、今後とも取り組んでまいります。

（健康づくりの推進）

次に、健康づくりの推進についてであります。

本市では、ウォーキングや健康体操を中心とした健康増進、「食のまちづくり」の一環としての健康弁当の普及など、市民の健康づくりに取り組んでおります。

「尾鷲市健康増進計画」においては、主要な取り組みである「生活習慣病、メンタルヘルス、お口の健康、喫煙、ロコモティブシンドローム」に対して、市民及び各組織団体の連携のもと、地域力の強みを生かした健康づくりを实践する「尾鷲健康増進の会」におい

て広く普及啓発を行っております。

次に、健康ウォーキング事業におきましては、ウォーキングサポーターを中心に地区会等と協働で取り組み、「尾鷲市健康ウォーキングマップ」を活用した定期的な開催を続けており、ウォーキングを生活のなかに取り入れる市民が増えてまいりました。また、三木里海岸を活用したタラソウォーキングでは、海岸沿いの気候を活用した効果的な健康づくりとして好評を得ており、多くの市民に継続して活用いただいております。現在、その効果が「ヘルスケア事業」として注目されていることから、市外からの集客・誘客につなげる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、尾鷲の魚を中心に「減塩」、「低カロリー」、「栄養バランス」に配慮した「健康弁当」においては、基本となる形が完成しております。今後も事業者と協議を行いながら、市民の健康づくりに役立つ「健康弁当」の普及に向け、引き続き取り組んでまいります。

（子育て支援）

次に、子育て支援についてであります。

子育て支援につきましては、延長保育などの「特別保育事業」や、「放課後児童クラブ」、「乳児訪問」や「養育支援」をはじめ、第三子以降が産まれた世帯への紙おむつ・粉ミルクの購入助成、妊娠を望む夫婦への特定不妊治療費補助、定期の予防接種に加え任意の予防接種の全額助成など、保護者のニーズに合わせた様々な子育て支援に取り組んでおります。

さらには、子ども医療費助成対象を中学生通院も拡大する検討を行っており、今後も子育て支援の充実を図り「若者たちが定住したいと思える子育て環境の整備」を進めてまいります。

また、妊娠期から子育て期にわたる途切れのない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置については、庁内各課が連携しながら体制づくりを進めており、子育て支援、発達支援、児童虐待防止など保護者のニーズに対し包括的に対応できる「ワンストップ

拠点」として重要な役割を担うことから、今後も取り組みを進めてまいります。

また、新たに、妊娠・出産・子育てについて、妊産婦を支援する「産前・産後ケア」、発達支援の必要な児童への早期支援を効果的に行うための「発達支援アドバイザー」の養成などにも取り組み、寄り添い型の子育て支援を一層充実させることで、児童の福祉向上と「子育てしたい・しやすいまちづくり」を進めてまいります。

次に、子育て環境の整備についてであります。

本市には、自然環境の良さ、地域コミュニティの豊かさがあり、大きな魅力のひとつであることは言うまでもございません。

この魅力をふんだんに生かした子育て支援を一層進めていくうえで、中核となる組織や団体を育成しながら、子育て支援の輪を広げていくことが、非常に重要な取り組みであると考えています。

現在、市内にはいくつかの子育て支援サークルや組織が生まれてきており、去る8月27日には、これらの団体が一堂に会し、中央公民館を主会場とした「子育てHAPPY DAY」を開催いたしました。

このような団体への支援を通して、子育て世代へのサポート、母親サポート、子どもたちと高齢者との交流などの取り組みを進めてまいります。

今後とも、子育て環境の整備、教育環境の整備を図りながら、これらの魅力を若者たちが定住したいと思えるまちづくりにつなげると同時に、都市部に情報発信する仕組みを構築し、子育て世代の定住・移住につなげることで、年齢別人口構成のバランスのとれた人口減少対策を図ってまいります。

(国体競技種目誘致について)

次に、国体競技種目誘致についてであります。

去る7月30日に三木里海岸にて開催されました「オープンウォータースイミング 三重オープン2017 in 尾鷲」につきまして

は、今年、日本水泳連盟の公認大会となったことから、男子58名、女子40名という昨年の約3倍の選手が参加し、台風5号の影響で波のうねりがあるコンディションではございましたが、大盛況のもと無事終了することができました。

この大会は、男女それぞれ1名ずつの「えひめ国体」三重県代表選手選考会を兼ねており、女子では、本市の尾鷲高校2年池田^{さら}沙羅さんが全体で4位、三重県選手のなかでは1位でゴールし、見事、三重県代表に内定いたしました。

議員の皆さまをはじめ、昨年を上回る多くの市民の皆さまにもご声援いただき、大会を盛り上げていただきましたこととお礼申し上げます。

日本水泳連盟公認大会として、100人近い選手が参加した本大会を無事に終えることができたことは、私どもにとりましても大変大きな自信となりましたことから、平成33年の「三重とこわか国体」の誘致に向け、国や県への働きかけなど、一層取り組みを強化してまいります。

また、7月31日に開催されました「国民体育大会三重県準備委員会」の常任委員会において、デモンストレーションスポーツの「クラブ」の本市開催が承認され、これまでに決定しておりました「ユニカール」、「ウォーキング」と合わせて、3つのデモンストレーションスポーツの開催が正式に決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

また、その後の総会におきまして、知事から国体競技開催市に掲げられる国体旗が贈呈されております。

市役所玄関前に展示して、国体の開催周知に努めてまいります。

(防災対策)

次に、防災対策についてであります。

近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震や、台風による風水害、土砂災害など、本市をとりまく状況は常に厳しい局面で

あると認識しております。

本市におきましては、防災対策の基本である尾鷲市地域防災計画や事前復興計画を検証し展開させていきます。大規模な自然災害に見舞われたときには、直ちに被災者を救護し迅速かつ的確に復旧復興作業を行うことが肝要であります。このため、本市が主催となり、県および県下市町に周知し、阪神淡路大震災後、復興業務に大きな役割を果たした被災者支援システムの研修を行っております。県下では先駆けとして、このシステムを活用し、マニュアル化を検討してまいります。

また、今後発生が懸念される大規模災害を想定すると、行政による「公助」はもとより、住民一人ひとりが自発的に行う防災活動である「自助」や、地域の防災力向上のための自主防災組織等が連携して行う防災活動といった「共助」なくしては、被害の軽減を図ることは困難であります。

昭和48年に最初の「自主防災組織の手引き」が作成されて以来、阪神淡路大震災や東日本大震災をはじめとする幾多の災害を経ながら、各地区自主防災会79団体が組織化され、様々な防災活動を展開してまいりました。

平成25年に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」では、地域防災力の充実強化に向けて一層の活動強化を図ることとされております。このことを踏まえ、本市としましては、防災教育、避難行動要支援者対策、避難所運営等を、自主防災組織等と協働で取り組んでおります。今後も、地域防災力向上補助金を活用しながら、自主防災組織の自主性、自発性を最大限に尊重したうえで、自主防災組織の抱える問題を共有し、相互に連携協力してまいります。

さらに、津波避難区域における「避難施設」の整備につきましては、住民主導型避難体制確立事業を継続し、要援護者、避難困難者対策として具体的に「避難施設」等の検討を進めており、今後も、この事業を継続し、市民の皆さまと共に検討をかさね、慎重に進め

てまいりたいと考えております。

（都市基盤整備）

次に、都市基盤整備についてであります。

本市の都市基盤となる道路等公共施設は、都市づくりの根幹であり、災害に強い都市施設の推進に無くてはならないものです。さらに、今後目指すべき、産業振興等経済基盤の整備、定住・移住の推進、くらしの安全・安心を守る上で全ての基礎になるものです。

このため、都市基盤の基礎となる道路等公共施設については、必要となる施設整備を推進するとともに、既存施設の維持管理、施設更新等を適切に実施し、本市の活性化に寄与する都市基盤として、最大限機能するよう対応してまいります。

その主要な整備事業といたしまして、まず、東紀州地域の都市づくりの根幹となる、近畿自動車道紀勢線熊野尾鷲道路のⅡ期工事があります。当該事業は、平成24年度に新規着手され、継続して事業が推進されておりますが、今年16日には尾鷲北インターチェンジの最初のトンネルである尾鷲北トンネルの貫通式が予定されております。本市としては、今後もより一層、事業進捗が図られるよう、東紀州地域5市町が連携して国や県に要望するとともに、この「命の道」として整備が推進される高規格幹線道路のネットワークを、最大限本市の活性化に結び付けるべく、対策を講じてまいります。

次に、都市計画道路尾鷲港新田線につきましては、南海トラフ巨大地震など災害発生時には、尾鷲港の耐震岸壁と県の広域防災拠点を直結する本市の防災対策上の重要路線であります。

当路線は、県の都市計画事業として、事業が進められ、現在、道路計画上に立地する建物及びその補償額算定等の調査業務が実施されております。また、墓地の所有者調査については、市と県が連携して、8月11日から15日にかけて、折橋墓地で聞き取り調査を実施させていただき、引き続き、所有者調査を進めてまいります。

さらに、折橋墓地の移転につきましては、現光ヶ丘墓園西側の山

林を候補地として、地権者さまや近隣住民の皆さまを個別に訪問させていただき、移転先についての調整を進めているところであり、当路線の早期供用に向け、地元の皆さまには、より一層のご協力をいただきながら、県と一体となって取り組んでまいります。

次に、生活基盤における市営住宅の在り方についてであります。

本市では、人口の減少や高齢化が急速に進むなか、定住・移住世帯や福祉援助世帯等に対する住宅の供給は、市の担うべき役割として重要なことであると考えております。

一方で、既存の市営住宅の大半が、昭和30年代に建設され、老朽化が著しく、居住には適さない家屋も散見されております。また、団地のなかでは、居住世帯が極端に少ない地区もあり、今後の住宅需要をしっかりと見極めていく必要もあります。

さらに、平成14年度に策定された「尾鷲市営住宅ストック総合活用計画」も、計画期間の10年が過ぎ、今後の市営住宅の在り方や活用方法等を今一度整理すべきと考えております。

これらのことを踏まえ、生活の基盤となる市営住宅の在り方については、早期に検討すべき課題と位置づけ、今後に向けた新たな活用方法等について検討してまいります。

(尾鷲総合病院の維持・存続)

次に、尾鷲総合病院の維持・存続についてであります。

尾鷲総合病院は、昭和34年に三重県厚生連「紀勢病院」を買収し、その後、昭和44年に現在地へ新たに建設し、「尾鷲総合病院」として開院いたしました

昭和44年当時、約34,000人であった人口が、約18,000人となった現在においても、東紀州地域における中核病院として、本市や紀北町、熊野市などの皆さんに安全と安心を提供する医療機関であるとともに、本市における「雇用」、「定住・移住」、「出産・子育て」の好循環を支えるまちづくりに欠かすことのできない中核的存在であります。

東紀州地域においては、今後も過疎・少子高齢化の進展に伴う医

療圏人口の減少が見込まれ、それに伴う医業収益の増収が厳しい状況にあっても、この尾鷲総合病院を将来に渡り維持・存続させるためには、これまでにない改革を行わなければなりません。

経営改革の唯一の方策は、全職員があらゆる面で一から徹底して見直し、少しの無駄もなくしていくという意識を持った取り組みが必要であり、職員自ら病院の課題をつぶさに洗い出し、それらを一つずつスピーディーに解決していくことにあると考えております。

また、職員の目線は常にお客さまである患者さんに向け、患者さんがいかに喜ばれて、より快適な診療を受けていただくかが重要であり、患者さんに心地よさを感じていただけるようなサービス、マナー、ホスピタリティ（心からのおもてなし）の徹底を図ってまいります。

一方、院内ボランティアの皆さんには、玄関受付でのご案内や車椅子での移動補助など、ボランティアの皆さんの温かい気持ちと貴重なお時間を提供していただくことで、患者さんからの感謝の気持ちや笑顔を拝見できることに感謝をいたしております。

このような活動が、市民活動へと発展し、病院を支える原動力となる気運の醸成を図っていくことも重要であります。

さらに、医師・看護師の継続した人材確保をはじめ、医療技術向上のための人材育成、経費削減のための業務のアウトソーシングなどにも取り組むとともに、放射線治療装置リニアックにつきましては、投資額、投資回収期間、収支バランスを踏まえた事業計画を策定し、更新に向け取り組んでまいります。

私は、この病院の維持存続が本市の方向性を大きく左右するといっても過言ではないと考えているところであります。今後、尾鷲総合病院を取り巻く環境の変化を的確に捉え、尾鷲総合病院の求められる役割や機能を明確にし、それに伴う課題の可視化と解決に向けたありとあらゆる手段を使い、成果を出し続けていくことにより、尾鷲総合病院の維持・存続を図ってまいります。

（ふるさと納税）

次に、ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税につきましては、財政難に困窮する地方自治体にとって、地方交付税に左右されない貴重な財源であること、また、返礼品についても地場産品の販路拡大の一助となっていることなどから、ふるさと納税寄附金増大のための各種施策を積極的に展開しなければならないと考えております。

本市におきましても、より多くのご寄附がいただけるよう、「ふるさと納税大幅拡大キャンペーン」の実施を踏まえた推進プロジェクトを発足し、積極的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

（行財政改革の推進）

次に、行財政改革の推進についてであります。

本市の財政状況は、少子高齢化、人口減少に加え、地域経済の低迷により、主な自主財源である市税収入が減少の一途^{いっと}を辿っております。その一方、経常収支比率の高止まりにより、財政の硬直化が進んでおり、また、東日本大震災以降の積極的な防災・減災対策の推進による地方債現在高の増加、財政調整基金残高の減少など、本市を取り巻く財政状況は非常に厳しくなっております。

こうした財政難を克服するためには、徹底した「選択と集中」により、事業の再構築を図る必要があります。その一つとして、歳出の中身を徹底的に分析し、無理・無駄を排除することにより、業績の改善を図ってまいりたいと考えております。

また、本市の存在価値を高めるには、財政難といえども、今、山積している課題を一つずつ解決していかなければならないと考えております。そのための必要不可欠な施策を実行するためには、当然のことながら財源の確保は必要であり、市職員はもとよりオール尾鷲で、痛みを伴うことも辞さず、改革を推進してまいります。

行政改革につきましては、私の就任時、職員全員に、職員が市民

の皆さまに行政の立場で如何に貢献できるか、市民の皆さまに市役所の存在価値を認めていただければ、私たちは必要ないということを示しました。

組織や業務を支える根幹は人であり、人づくりによる改革が行政改革の基本と考えており、私にとりましては、職員の人材育成と働き方改革、それと組織改革を実践することで、市民の皆さまに信頼を得られる市政を推進してまいりたいと考えております。

(提案説明)

それでは、今回提案しております議案第42号「尾鷲市市税条例の一部改正について」から、議案第52号「平成28年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの11議案についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

1ページから7ページまでの議案第42号「尾鷲市市税条例の一部改正について」及び、議案第43号「尾鷲市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正について」につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されたことに伴う条例の改正であります。

次に、議案第44号「平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」から、議案第48号「平成29年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの5議案について、一括してご説明いたします。

それでは、お手元に配付の一般会計補正予算（第2号）主要事項説明の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で4億266万3千円、国民健康保険事業会計で1億2,580万7千円、後期高齢者医療事業会計で1,759万1千円をそれぞれ追加し、病院事業会計では、歳入で1,342万9千円、歳出で2,797万8千円をそれぞれ追加し、水道事業会計では、歳入で6万8千円、歳出で1,724万3千円をそれぞれ追加し、これにより各会計を含めた予算総額を193億6,904万8千円とするものであります。

まず、一般会計からご説明いたします。2ページをご覧ください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

8款、地方特例交付金は、額の確定により13万9千円を増額するものであります。

9款、地方交付税は、普通交付税の額の確定により1億4,89

2万4千円を増額するものであります。

これは、基準財政収入額で、主に地方消費税交付金の減額により、総額として減額となる一方、基準財政需要額においても、公債費では増額となったものの、多くの費目において単位費用等の減により減額となったことから、総額として減額となりました。基準財政需要額の減額幅が、基準財政収入額の減額幅に比べ約1,000万円程度多くなりましたが、減額幅が少なかったことから、結果的に交付基準額がほぼ前年度並みになったことによるものであります。

13款、国庫支出金861万6千円の増額は、本庁舎耐震診断業務委託に対する社会資本整備総合交付金318万9千円の追加、国民年金法改正に伴う届書の電子媒体化、及び様式統一化に係る国民年金システム改修業務委託に対する、基礎年金事務費交付金348万9千円の増額が主なものであります。

14款、県支出金66万9千円の増額は、境界不明瞭な森林で実施する境界確認・測量などの森林施業の推進に必要な地域活動補助に対し、森林整備地域活動支援交付金44万3千円が認められたことが主なものであります。

15款、財産収入331万円の増額は、公有林に設置の既存の鉄塔に対する地役権設定契約締結に基づく農林関係土地貸付料の追加であります。

16款、寄附金3万円の増額は、一般寄附金として1名の方からご寄附いただいたものであります。この寄附金につきましては、老人福祉費の在宅援護事業に充当させていただきました。

17款、繰入金1,363万2千円の増額は、前年度等の精算金として、後期高齢者医療事業会計から1,197万5千円、国民健康保険事業会計から165万7千円を繰り入れるものであります。

18款、繰越金2億6,713万1千円の増額は、平成28年度決算に伴う繰越金であります。

19款、諸収入221万2千円の増額は、宝くじの社会貢献事業として地域防災組織育成助成事業助成金190万円の追加、ブルー

ン型投光器購入に対し、消防団員等公務災害補償等共済基金の安全装備品整備等助成金 3 1 万 2 千円が認められたことによるものであります。

20 款、市債 4，200 万円の減額は、平成 29 年度普通交付税の算出に基づく臨時財政対策債発行可能額の算出の結果、臨時財政対策債を減額するものであります。

次に、歳出であります。3 ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち、主なものについて、次のページで説明いたします。

4 ページをご覧ください。

まず、総務費では、一般管理費で、本庁舎耐震診断業務委託料 6 3 8 万円の追加、財産管理費で、基金積立金として、財政調整基金積立金 2 億 3，329 万 9 千円、減債基金積立金 5，000 万円のほか、記載のとおり各基金に積み立てるものであります。防災費の自主防災組織整備事業で、尾鷲市自主防災会連絡協議会に対する一般コミュニティ助成事業補助金 1 9 0 万円の追加であります。コミュニティセンター費で、新たに集落の維持・活性化対策を推進するため、九鬼地区において集落支援員を設置するための経費 1 1 5 万円の追加であります。

民生費では、各事業における前年度精算金の追加、国民年金法改正に伴う国民年金システム改修業務委託料 3 4 8 万 9 千円の追加であります。

衛生費では、下水道整備費で、中川・矢ノ浜幹線下水路^{しゅんせつ}浚渫工事請負費 8 5 0 万円の追加であります。

農林水産業費では、林業振興費で、森林施業の推進に必要な地域活動を支援するための制度として、森林整備地域活動支援補助金 4 4 万 3 千円を新たに設置するものであります。

商工費では、市内での消費喚起・経済の活性化を図るため、10% プレミアム付き地域商品券を発行する尾鷲商工会議所に対する地域商品券発行補助金 5 0 0 万円の追加、本市の代表的な伝統文化の一

つである「尾鷲節」の普及・啓発を図り、本年度で32回目の開催となる「全国尾鷲節コンクール」の発展を支援強化するため、尾鷲節コンクール補助金29万2千円の増額であります。

土木費では、既存の市営住宅の有効活用方法、適正戸数の把握・設置など、今後10年間の本市の市営住宅の指針を策定するため、市営住宅ストック総合活用計画策定業務委託料421万2千円の追加であります。

消防費では、非常備消防費で、消防団員等公務災害補償等共済基金の安全装備品整備等助成金が認められたため、バルーン型投光器購入費31万3千円の追加であります。

教育費では、公民館費で、消防用設備等点検で不備を指摘されておりました、中央公民館非常用発電設備の改修工事請負費518万4千円の追加、体育文化会館管理費で、PCB含有器具撤去手数料19万7千円の追加であります。

公債費では、平成28年度の起債額とその利率の確定などにより、公債費元金で128万円の増額、公債費利子で479万円の減額であります。

続きまして、債務負担行為補正についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

追加で、尾鷲市斎場指定管理料につきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

変更2件につきましては、入札による額確定の結果、限度額が下がったことによる変更であります。

7ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、1億2,580万7千円を追加し、歳入歳出総額を30億9,906万2千円とするものであります。

歳入は、国庫支出金で、国民健康保険制度改正に伴う業務準備事業補助金1,014万1千円の追加、交付金の交付額の確定により

前期高齢者交付金 4 1 万 7 千円の増額、前年度からの繰越金 1 億 1 , 3 2 7 万円の増額が主なものであります。

歳出は、諸支出金で、額確定による一般被保険者返還金 2 , 7 3 3 万 8 千円の増額、事業費等の精算による一般会計繰出金 1 6 5 万 7 千円の追加、基金積立金で、財政調整基金積立金 9 , 7 1 0 万円の増額が主なものであります。

8 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、1 , 7 5 9 万 1 千円を追加し、歳入歳出総額を 6 億 2 , 8 0 6 万 7 千円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金 1 , 7 5 9 万 1 千円の増額であります。

歳出は、広域連合負担金 5 6 1 万 6 千円の増額と、諸支出金で、一般会計への繰出金 1 , 1 9 7 万 5 千円の増額であります。

9 ページをご覧ください。病院事業会計であります。

収益的収入及び支出は、収入で、2 万 9 千円の増額であります。これは、医業外収益において、1 名の方からご寄附いただいたことに伴う一般寄附金の追加であります。

支出では、1 , 1 7 8 万 5 千円の増額であります。これは、医業費用において、C T スキャナ装置の X 線管球故障に伴う医療機器修繕費 1 , 2 9 6 万円の経費の増額と、建物及び器械備品等の前年度取得資産の精査に伴う減価償却費 1 0 4 万 3 千円の減額であります。

医業外費用では、企業債の利率の確定に伴う支払利息 6 万 4 千円の減額、補正に伴う税額の再算定を行った事による消費税及び地方消費税 6 万 8 千円の減額であります。

資本的収入及び支出は、収入で、1 , 3 4 0 万円の増額であります。これは、企業債において、医療機器の更新等に伴う増額であります。

支出では、1 , 6 1 9 万 3 千円の増額であります。これは、超音波診断装置、上部消化器内視鏡等の器械備品購入費 1 , 6 1 9 万 3 千円の追加であります。

10ページをご覧ください。水道事業会計であります。

収益的収入及び支出の収入では、営業外収益が平成28年度決算値の反映により長期前受金戻入^{れいにゅう}を6万8千円増額するものであります。

支出では、営業費用が水量予測等検討業務委託料などにより104万1千円を増額、営業外費用は消費税納付額135万7千円を減額するものであります。

資本的支出では、配水管漏水に伴う配水管布設替工事費及び工事に伴う補償費として1,755万9千円を追加するものであります。

以上をもちまして、議案第44号「平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」から議案第48号「平成29年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの5議案の説明とさせていただきます。

次に、議案第49号「平成28年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第52号「平成28年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの4議案につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであり、会計管理者から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

（降壇）

(登壇)

(会計管理者)

それでは、議案第49号「平成28年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第52号「平成28年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの計4議案につきまして、お手元の「平成28年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書」に基づき、それぞれの決算概要をご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

この表は「一般会計及び特別会計の決算総括表」であります。

各会計別に見てみますと、一般会計では歳入歳出とも予算現額は同額の105億2,218万円に対し、歳入決算額は、105億939万7,281円、予算現額に対する収入率は99.8%であります。

歳出決算額は102億3,713万8,110円、執行率は97.2%となり、歳入歳出差引残額は、2億7,225万9,171円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計では、歳入歳出とも予算現額は同額の31億201万円に対し、歳入決算額は、31億4,481万8,911円、予算現額に対する収入率は101.3%であります。

歳出決算額は、30億3,154万7,364円、執行率は97.7%、歳入歳出差引残額は、1億1,327万1,547円であります。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の6億1,441万円に対し、歳入決算額は、6億2,618万7,503円、予算現額に対する収入率は101.9%であります。

歳出決算額は、6億859万5,714円、執行率は99.0%、歳入歳出差引残額は、1,759万1,789円であります。

公共下水道事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の27

6万6千円に対し、決算額は、歳入歳出とも同額の276万5,070円、収入率・執行率は99.9%、歳入歳出差引残額は0円であります。

以上、平成28年度の決算総額は、予算現額142億4,136万6千円に対し、歳入決算額は、142億8,316万8,765円、予算現額に対する収入率は100.2%であります。

歳出決算額は、138億8,004万6,258円、執行率は97.4%、歳入歳出差引残額は、4億312万2,507円であります。

次に、2ページをご覧ください。

実質収支額ですが、区分3の歳入歳出差引額から、区分4の翌年度へ繰越すべき財源を差し引いたものが、区分5の実質収支額となります。

一般会計の実質収支額について、翌年度へ繰越すべき財源の繰越明許費繰越額が512万7千円でございますので、これを差し引いた2億6,713万2,171円が実質収支額となり、平成29年度への繰越金となります。

なお、この繰越明許費繰越額512万7千円は、6月23日に開会されました、平成29年第3回臨時会の「報告第5号」にて報告させていただきました、平成28年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の翌年度繰越額7,088万7千円の財源内訳のうち的一般財源分であります。

特別会計については、翌年度へ繰越すべき財源がありませんので、国民健康保険事業特別会計以下各特別会計の実質収支額は歳入歳出差引額と同額で、記載のとおりであります。

次に、3、4ページをご覧ください。

それでは、一般会計歳入歳出決算の概要を歳入款別決算額調により各款別の主なものについてご説明いたします。

1款市税は、予算現額21億9,748万5千円に対し、調定額は、23億5,271万5,106円、収入済額は、22億5,6

17万5,165円、一般会計収入済額全体（構成比）の21.5%を占めております。

前年度との比較は1,034万2,376円の増加となっており、その主な要因は法人市民税、固定資産税及び軽自動車税の増収であります。

不納欠損額は、1,807万6,780円、前年度との比較は825万3,126円の増加であります。

収入未済額は、7,846万3,161円、前年度との比較は、998万2,436円の減少であり、収納率は95.8%であります。

2款地方譲与税の収入済額は、5,100万1千円、前年度との比較は、472万2,278円の減少であります。

3款利子割交付金の収入済額は、352万1千円であります。

4款配当割交付金の収入済額は、863万7千円、前年度との比較は、601万円の減少であります。

5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は、506万1千円、前年度との比較は、823万7千円の減少であります。

6款地方消費税交付金の収入済額は、3億1,598万3千円、前年度との比較は、4,844万2千円の減少であります。

7款自動車取得税交付金の収入済額は、1,361万8千円、前年度との比較は、38万6千円の増加であります。

8款地方特例交付金の収入済額は、579万7千円であります。
次に、5、6ページをご覧ください。

9款地方交付税の収入済額は、36億332万9千円、一般会計収入済額全体の34.3%を占めております。

前年度との比較は、1,543万3千円の減少であります。

10款交通安全対策特別交付金の収入済額は、247万5千円あります。

11款分担金及び負担金の収入済額は、1億3,450万1,846円、前年度との比較は、325万6,897円の減少であります。

収入未済額は、680万1,630円、主なものは保育所入所保護者負担金であります。

12款使用料及び手数料の収入済額は、1億2,739万5,782円、前年度との比較は、1,187万4,909円の減少であります。

不納欠損額は、2万4,400円、し尿処理手数料の不納欠損処分によるものであります。

収入未済額は、717万5,200円、主に市営住宅使用料及びし尿処理手数料であります。

13款国庫支出金の収入済額は、10億7,766万6,547円、前年度との比較は、3,398万172円の減少であります。

これは主に、総務費国庫補助金の減少によるものであります。

14款県支出金の収入済額は、5億8,002万4,583円、前年度との比較は、5,975万2,901円の減少であります。

これは主に、総務費県補助金、農林水産業費県補助金の減少によるものであります。

15款財産収入の収入済額は、3,649万488円、前年度との比較は、551万8,037円の増加であります。

これは、不動産売払収入の増加が主な要因であります。

次に、7、8ページをご覧ください。

16款寄附金の収入済額は、1億169万5,483円、前年度との比較は、2,243万2,142円の減少であります。

これは、ふるさと寄附金制度による寄附金、いわゆるふるさと納税の減少が主な要因であります。

なお、備考欄における前年度比較では、ふるさと納税の基金設置によって、平成28年度から目を一本化したため、各目において増減が発生しております。

17款繰入金の収入済額は、8億5,338万8,778円、前年度との比較は、5,633万7,177円の増加であります。

これは、ふるさと応援基金繰入金が増えることが、主な要因で

あります。

18款繰越金の収入済額は、3億3,125万6,236円であります。

19款諸収入の収入済額は、1億1,538万373円、前年度との比較は、1,183万6,941円の減少であり、これは、延滞金及び雑入の減少が主な要因であります。

収入未済額は、925万2,337円、主なものは、奨学資金貸付金返還金が139万2,500円、生活保護法第63条、第78条及び第78条の2による返還金が778万4,582円であります。

20款市債の収入済額は、8億8,600万円、前年度との比較は、3億1,130万円の減少であります。

科目別の詳細は備考欄のとおりであります。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額105億2,218万円に対しまして、調定額106億2,919万789円、収入済額は、105億939万7,281円、前年度との比較は、3億7,050万7,388円の減少となり、不納欠損額は、1,810万1,180円、収入未済額は、1億169万2,328円、収入未済額の大半は市税であります。

歳入全体の予算に対する収入割合は99.8%、調定に対する収入割合は98.8%であります。

一般会計歳入の款別の決算額につきましては以上であります。

なお、参考に予算現額と収入済額との比較で、各節の増減額50万円以上のものにつきましては、その主な理由を本主要説明書の35ページから38ページにかけて記載しておりますので後ほどご参照ください。

次に、9、10ページをご覧ください。

一般会計の歳出款別決算額調であります。

歳入同様、主なものにつきましてご説明いたします。

1款議会費は、支出済額1億2,338万288円、前年度との

比較は、2,064万550円の減少であります。

これの主な要因は、共済費等の減少によるものであります。

執行率は98.2%であります。

2款総務費は、支出済額20億2,034万2,125円、前年度との比較は、3億1,164万907円の減少であります。

主な要因は、防災費及びコミュニティセンター費等の減少によるものであります。

翌年度繰越額は、179万円、個人番号カード交付事業であります。

執行率は98.0%であります。

3款民生費は、支出済額36億1,550万6,199円、前年度との比較は、1億8,905万7,655円の増加であります。

この主な要因は、社会福祉費における社会福祉総務費等の増加によるものであります。

執行率は97.8%であります。

4款衛生費は、支出済額14億3,931万7,846円、前年度との比較は、1億3,697万1,940円の増加であります。

この主な要因は、病院費等の増加によるもので、執行率は98.6%であります。

次に、11、12ページをご覧ください。

5款農林水産業費は、支出済額3億4,584万6,970円、前年度との比較は、1億1,131万8,891円の減少であります。

この主な要因は、林業費における林道開設改良費及び、水産業費における漁港建設費等の減少によるものであります。

翌年度繰越額5,880万7千円は、低コスト造林植付事業669万6千円、水産基盤ストックマネジメント事業5,037万9千円、漁港建設単事業173万2千円であります。執行率は80.3%であります。

6款商工費は、支出済額1億8,957万369円、前年度との

比較は、1,665万9,130円の増加であります。

この主な要因は、商工費における観光費の増加によるものであります。

執行率は96.2%であります。

7款土木費は、支出済額3億2,360万5,965円、前年度との比較は、40万1,447円の減少であります。

この主な要因は、土木管理費及び道路橋梁費における道路維持費の減少によるものであります。

翌年度繰越額1,029万円は、中川橋外1橋橋梁修繕事業であります。

執行率は95.5%であります。

8款消防費は、支出済額4億4,716万885円、前年度との比較は、1億4,571万4,371円の減少であります。

この主な要因は、消防費における常備消防費等の減少によるものであります。

執行率は98.5%であります。

9款教育費は、支出済額6億5,416万4,721円、前年度との比較は、3,203万348円の減少であります。

この主な要因は、教育総務費における事務局費及び、小学校費における学校管理費等の減少によるものであります。

執行率は96.3%であります。

次に、13、14ページをご覧ください。

10款災害復旧費は、不執行であります。

11款公債費は、支出済額10億7,824万2,742円、前年度との比較は、3,145万3,534円の減少であります。

12款予備費は、不執行であります。

以上、歳出合計は、予算現額105億2,218万円に対し、支出済額は、102億3,713万8,110円で、前年度との比較は、3億1,151万323円の減少であります。

翌年度繰越額は、7,088万7千円、不用額は、2億1,41

5万4,890円、執行率は97.2%であります。

なお、この一般会計歳出の不用額でございますが、各節で50万円以上のものにつきましては、その主な理由を39ページから44ページにかけて記載していますので、後ほどご参照ください。

次に、15ページをご覧ください。

これは、一般会計の歳入決算額を円グラフで表したものでございます。

構成比率の高い順から申し上げますと、地方交付税34.3%、市税21.5%、国庫支出金10.3%、以下は記載のとおりであります。

なお、()内の数字は前年度の構成比率であります。

次に、16ページの歳出の構成比でございますが、民生費35.3%、総務費19.7%、衛生費14.1%、以下は記載のとおりでございます。

次に、17ページをご覧ください。

この表は、一般会計の歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものであります。

決算額の合計102億3,713万8千円のうち義務的経費は、43億9,329万4千円、全体の42.9%を占めております。

前年度との比較は、5,890万4千円の減少であります。

次に、投資的経費は、9億3,421万5千円、前年度との比較は、2億5,552万6千円の減少で、構成比は9.1%であります。

次に、その他の経費は、49億962万9千円、前年度との比較は、292万円の増加で、構成比率は全体の48.0%であります。

なお、この性質別経費を円グラフで表したものが、18ページに掲載してあります。

次に、19、20ページをご覧ください。

この表は、平成13年度から国保・老人保健・後期高齢・公共下水各特別会計への繰出金と、病院及び水道の企業会計並びに消防・

広域連合などの一部事務組合等への負担金について、支出状況をまとめたものであります。

19ページ「繰出金」下から二段目の平成28年度の欄をご覧ください。

国保・後期高齢・公共下水各特別会計への繰出金は、それぞれ記載のとおりで、合計6億4,161万5千円であります。

19ページから20ページ「負担金」の平成28年度の欄をご覧ください。

病院及び水道の企業会計並びに消防・広域連合などの一部事務組合等への負担金は合計14億5,116万7千円であります。

「繰出金」と「負担金」の合計は、20億9,278万2千円あります。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

次に、各特別会計の概要についてご説明いたします。

21、22ページをご覧ください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調であります。

1款国民健康保険税は、予算現額4億815万5千円に対し、調定額は、4億8,892万9,677円、収入済額は、4億952万292円、国民健康保険事業特別会計収入済額全体の13.0%を占めております。

前年度との比較は、3,479万9,595円の減少であります。詳細は備考欄のとおりであります。

不納欠損額は、350万2,737円、前年度との比較は、437万4,112円の減少であります。

収入未済額は、7,590万6,648円、前年度より115万5,871円の増加であります。

収入率は100.3%、収納率は83.7%であります。

2款国庫支出金の収入済額は、5億8,327万8,145円、前年度との比較は、5,931万1,807円の増加であります。

この主な要因は、療養給付費等負担金の増加であります。

3款療養給付費等交付金は、収入済額9,052万円、前年度と比較して2,260万1千円の減少であります。

4款前期高齢者交付金は、収入済額8億6,392万2,148円、前年度との比較は、1億3,495万6,988円の減少であります。

5款県支出金は、収入済額1億3,364万8,212円、前年度との比較は、730万5,531円の増加であります。

この主な要因は、財政調整交付金等の増加によるものであります。

6款共同事業交付金は、収入済額6億37万1,306円、前年度との比較は、264万6,704円の減少であります。

7款財産収入は、収入済額4万4千円、前年度と比較して1万2千円の減少であります。

8款繰入金は、収入済額3億5,069万1,747円、前年度との比較は、6,955万2,044円の増加であります。

この主な要因は、国保財政調整基金の取り崩し額の増加による繰入金の増加であります。

次に、23、24ページをご覧ください。

9款繰越金は、前年度からの繰越金1億63万3,455円であります。

10款諸収入は、収入済額1,218万9,606円、主に、前年度における退職者医療交付金の精算による追加交付金や、一般分延滞金などの収入であります。

前年度との比較は、49万4,566円の減少であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳入合計は、予算現額31億201万円に対し、調定額32億2,422万8,296円、収入済額31億4,481万8,911円、不納欠損額350万2,737円、収入未済額7,590万6,648円であります。

収入率は101.3%、収納率は97.5%であります。

次に、25、26ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1 款総務費は、支出済額 6, 340 万 3, 424 円、前年度との比較は、754 万 7, 259 円の増加であります。

執行率は 96.4% であります。

2 款保険給付費は、支出済額 18 億 8, 060 万 9, 296 円、支出済額全体の 62.0% を占めております。

前年度との比較は、2, 076 万 36 円の減少であります。

この主な要因は、療養諸費における一般分及び、退職分療養給付費等の減少によるものであります。

執行率は 97.4% であります。

3 款後期高齢者納付金等は、支出済額 2 億 8, 398 万 4, 067 円、前年度との比較は、908 万 7, 951 円の減少であります。

この主な要因は、後期高齢者支援金の減少によるものであります。執行率は 99.9% であります。

4 款前期高齢者納付金等は、支出済額 20 万 3, 795 円、前年度との比較は、1 万 4, 863 円の増加であります。

執行率は 99.8% であります。

5 款老人保健拠出金は、支出済額 1 万 1, 156 円、前年度との比較は、3, 042 円の減少であります。

執行率は 27.8% であります。

6 款介護納付金は、支出済額 9, 842 万 4, 603 円、前年度との比較は、714 万 9, 054 円の減少であります。

執行率は 99.9% であります。

7 款共同事業拠出金は、支出済額 5 億 5, 299 万 3, 659 円、前年度との比較は、3, 504 万 8, 590 円の減少であります。

執行率は 97.2% であります。

次に、27、28 ページをご覧ください。

8 款保健事業費は、支出済額 1, 797 万 5, 876 円、前年度との比較は、113 万 1, 904 円の減少であります。

執行率は 90.4% であります。

9 款公債費は、支出済額 2, 880 万円であります。平成 22 年度に県から借り入れた 1 億 4, 400 万円の償還金であり、平成 28 年度をもって、全額償還となりました。

執行率は、99.5%であります。

10 款諸支出金は、支出済額 1, 811 万 3, 488 円、前年度との比較は、88 万 1, 659 円の増加であります。

執行率は 92.1%であります。

11 款基金積立金は、支出済額 8, 702 万 8 千円、国保財政調整基金への積立金であります。前年度との比較は、5, 246 万 3 千円の増加であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳出合計は、予算現額 31 億 201 万円に対しまして、支出済額は、30 億 3, 154 万 7, 364 円、前年度との比較は、1, 227 万 3, 796 円の減少であります。不用額は、7, 046 万 2, 636 円、執行率は 97.7%であります。

なお、歳入歳出各節 50 万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、45 ページから 48 ページにかけて記載してありますので、後ほどご参照ください。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の決算概要について、ご説明いたします。

29、30 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。

1 款後期高齢者医療保険料の収入済額は、1 億 8, 897 万 6, 562 円、前年度との比較は、1, 275 万 4, 935 円の増加であります。

収入率は 100.6%、収納率は 98.7%であります。

不納欠損額は、4 万 8, 789 円、収入未済額は、233 万 2, 932 円であります。

2 款繰入金の収入済額は、4 億 573 万 81 円、前年度との比較は、616 万 2, 731 円の増加であります。

この主な要因は、事務費繰入金の増加によるものであります。

3款諸収入の収入済額は、1,157万8,911円、前年度との比較は、356万9,525円の減少であります。

4款繰越金の収入済額は、1,990万1,949円、前年度からの繰越金であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳入合計は予算現額6億1,441万円に対し、調定額は、6億2,856万9,224円、収入済額は、6億2,618万7,503円、不納欠損額4万8,789円、収入未済額233万2,932円、収入率は101.9%、収納率は99.6%となりました。

次に、31、32ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出款別決算額調でございます。

1款総務費の支出済額は、1,003万1,185円、前年度との比較は、130万9,375円の減少であり、執行率は95.2%であります。

2款広域連合負担金の支出済額は、5億8,320万9,242円、支出総額の95.8%を占めています。

前年度との比較は、1,886万4,799円の増加であります。

3款諸支出金の支出済額は、1,535万5,287円、一般会計への繰出金等であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳出合計は、予算現額6億1,441万円に対しまして、支出済額6億859万5,714円、不用額581万4,286円、執行率は99.0%であります。

なお、歳入歳出各節50万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、49ページから50ページにかけて記載してありますので、後ほどご参照ください。

次に、公共下水道事業特別会計の決算概要をご説明いたします。

33、34ページをご覧ください。

公共下水道事業特別会計の歳入歳出款別決算額調でございます。

収入済額、支出済額いずれも同額の276万5,070円であり

ます。

歳入の1款繰入金の収入済額は一般会計からの繰入金、歳出の1款公債費の支出済額は、市債償還元金及び償還利子で、不用額は、930円、収入率、執行率はともに99.9%となりました。

以上、平成28年度尾鷲市一般会計及び3つの特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明いたしました。

また、監査委員の審査意見書並びに主要施策の成果及び実績報告書も後ほどご参照ください。

なお、内容の詳細につきましては、予算決算常任委員会におきましてご説明いたしますので、何卒、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、人事案件1件についてご説明いたします。

議案書の17ページをご覧ください。

議案第53号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきま
しては、「濱口^{はまぐちせいこう}精幸」氏の任期が平成29年10月8日をもって満了
いたしますが、前任者の辞任に伴い本年2月28日より就任してい
ただいている「濱口」氏を、引き続き教育委員に任命いたしたく、
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定
により、議会の同意を求めるものであります。

何卒よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上
げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、報告案件についてご説明いたします。

議案書の19ページをご覧ください。

報告第8号「平成28年度健全化判断比率及び平成28年度資金不足比率の報告について」につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告するものであります。

詳細につきましては、20ページのとおり「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」において、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、公営企業においても、各会計とも資金不足が生じていないことを報告させていただきます。

(降壇)